

町議会・広報・広聴

町議会

議会事務局 Tel.0254-27-1967

議会のしくみ

議会は、町行政の方向を決める意思決定機関です。議会は、選挙によって選ばれた議員 14 人で構成されています。年 4 回の定例会と、必要に応じて開かれる臨時議会を通じて予算・条例などを審議し、議決機関としての機能を果たしています。そして、本会議の予備審査機関として、総務文教・厚生産業・広報広聴の 3 つの常任委員会が置かれ、議員はいずれかの常任委員会に所属し活動しています。このほかにも、必要に応じて特別委員会を設けることができます。

議会の傍聴

本会議は一般公開されており、入場する際に記名していただくだけで自由に傍聴できます。定例会は 3 月・6 月・9 月・12 月の年 4 回開催されます。議員活動や施政方針などをぜひ直接見聞きしてください。傍聴席の定員は 50 人ですので、団体で傍聴を希望するときはあらかじめ議会事務局へご連絡ください。また、議会の様子はラジオ「エフエムしばた」でも放送しています。

なお、傍聴できなかった方のために、図書館と保健センター、診療所に議事録を置いています。町ホームページからもご覧いただけます。

請願・陳情の提出

町民の皆さんは、町への要望などを請願・陳情として議長あてに提出することができます。請願は議員の紹介が必要で、定例会で審議されます。採択されると、その実現を求め、町長などに送付します。請願・陳情は、定例会の会期日程などを協議する議会運営委員会の会議前日までに受け付けされたものについては、その定例会で審議されますので、早めに提出してください。

議会広報の発行

議会の様子や各常任委員会の活動報告などをまとめ、年 4 回発行し全戸配布しています。議会に関する意見・要望をお待ちしています。

広報・広聴

総務課 Tel.0254-27-1957

広報せいろう

毎月 1 日をめぐりに各集落区長をとおして皆さんの家庭にお届けしています。また、毎月 15 日をめぐりに「お知らせ号」を発行しています。

「町政ポスト」制度

町政に対する要望、苦情、相談ごとなどを、町民の皆さんから寄せていただくために設けられたハガキによる広聴制度です。寄せられたハガキは町長が目を通し、担当課で検討し回答します。よりよい町づくりのために、皆さんのご意見をお寄せください。なお、町政ポストへいただいたご意見などへの回答は、原則として住所・氏名が明記された投稿に限らせていただきますので、ご理解ください。

町政ポスト用の専用はがきは役場、保健センター、診療所、町民会館、図書館に設置しています。また、年 4 回広報せいろうに折り込み、全世帯に配布しています。

町長とのふれあいトーク

町長を交えて、聖籠町の町づくりに対する思いを語り合うという広聴事業です。希望される町民団体（グループ）は自主的に計画を立て総務課へお申し込みください。